

福島市 農政だより

編集・発行
福島市五老内町3番1号
福島市農政部農業企画課
発行責任者
農政部長 熊坂 淳一

コロナに負けず頑張っています

GoToくだもの狩り!! ～観光果樹園の取り組み～

新型コロナウイルスの影響で入園者が減少している観光果樹園ですが、感染防止対策を講じたうえで、お客様をお迎えしています!主な対策としては、入園者へ、検温やマスクの着用、手指のアルコール消毒等をお願いしています。また、くだもの狩りの際には、手袋の着用をお願いし、皮や種を捨てるための袋を配布するとともに、お客様同士の接触をなるべく抑えるため、狩り取り範囲の指定や入場制限をしています。お客様に安心して旬の味覚を味わっていただけるよう、果樹園ごとに創意工夫をこらした対策を施し、頑張っていますので皆様応援よろしくお願いたします。**3密を避け、観光果樹園へレッツゴー!!**



マスク・ゴム手袋を着用してモモ狩りを楽しむ入園者。

追加募集のお知らせ

令和2年5月号でお知らせした事業の追加募集を行います。
事業活用をご希望の方は、下記問合せ先までご相談下さい。

※どちらの事業も申請期間は9月14日月～10月30日金です。

果樹品質向上支援対策事業

1. 事業概要

モモなどの生産・品質確保を目的として、裂果防止や病害虫防除等に効果のある雨よけハウス等の果樹栽培施設を導入・更新する果樹農家に対し、経費の一部を補助します。

2. 対象費用

雨よけハウスや省力化のためのナシ棚等の新設、または既存施設の更新(雨よけハウスのビニール張替えは除く)にかかる費用(事業の事前着工は該当になりません)

3. 補助率

事業費の1/3以内(上限100万円)
※選考による採択、予算範囲内の補助となります。

4. 対象者

販売農家(昨年度補助を受けていない方優先)

5. その他

追加募集終了時点で予算に到達しない場合、以後は先着順での受付となります。

〈問合せ先〉農業振興課生産振興係 電話(525)7720

農業用機械等導入支援事業

1. 事業概要

親元就農を含む就農時の年齢が65歳未満の新規就農者に対して、農業用機械等の取得に要する経費の一部を補助します。

2. 対象費用

新規就農から3年以内を取得する農業用機械等(中古含む)にかかる費用。
※他の機械等導入補助事業を受けていても、別な機械を取得する場合は対象となります。

3. 補助率

取得費用の1/3(上限30万円)
※取得費用が30万円未満の場合は対象になりません。
※選考による採択、予算の範囲内の補助となります。

4. 対象者

新規就農者(経営開始3年以内)
※就農時65歳未満の方。
※次世代資金(経営開始型)を受給したことがある方は対象になりません。

〈問合せ先〉農業企画課農政企画係 電話(525)3726

農政部指定管理施設紹介 ～水林自然林～

水林自然林は、福島市西部の荒井地区、一級河川「荒川」の中流右岸に位置し、林内には樹齢100年を越えるアカマツ・イヌシデ・ハリギリをはじめ、多くの植物や野鳥など豊富な自然がいっぱいです。

そんな水林自然林が、本市名誉市民の古関裕而・金子夫妻をモデルとした連続テレビ小説「エール」のオープニングのロケ地となり今話題となっています。

林内には遊歩道が整備され、四季折々に変化する素晴らしい自然の美を満喫することができます。皆さんもぜひ雄大な自然を感じながら、キャストになりきって記念撮影してみたいはいかがでしょうか。



令和2年産米のモニタリング(抽出)検査の実施について

市内で収穫される令和2年産米については、昨年までの全量全袋検査は行わず、旧市町村単位でのモニタリング(抽出)検査となります。

旧市町村単位の検査結果が出るまでは、本年産米の出荷・販売は無償譲渡も含め控えていただきます。

検査結果を受け、旧市町村ごとに出荷自粛の解除を行いますので、出荷・販売・譲渡の際は必ず出荷自粛解除状況を確認願います。

消費者の安全・安心の確保のための取り組みにご理解とご協力をお願いいたします。

<県・市のホームページで解除状況を確認願います>

・県ホームページ

福島県 令和2年産米 モニタリング 検索

・市ホームページ

福島市 令和2年産米 検索

【米の収穫されるほ場の旧市町村区分】

旧市町村区分	現在の地区	旧市町村区分	現在の地区
福島市	大字表示のない福島市、渡利、小倉寺、郷野目、鳥谷野、太平寺、黒岩、伏拝、森合、泉、御山、南沢又、北沢又、岡部、山口、岡島、本内、丸子、鎌田、瀬上町、清水町、田沢	茂庭村	飯坂町茂庭
		野田村	笹木野、上野寺、下野寺、八島田、東中央、西中央、南中央、北中央
		庭坂村	町庭坂、李平
		庭塚村	二子塚、在庭坂
吉井田村	方木田、吉倉、八木田、仁井田	水保村	土船、庄野、桜本
余目村	宮代、下飯坂、冲高、北矢野目、南矢野目	大森村	永井川、大森
笹谷村	笹谷	鳥川村	成川、下鳥渡、上鳥渡
大笹生村	大笹生	平田村	山田、小田、平石
荒井村	荒井	松川町	松川町
土湯村	土湯温泉町	金谷川村	松川町関谷、松川町浅川、松川町金沢
小国村	大波	水原村	松川町水原
立子山村	立子山	下川崎村	松川町沼袋、松川町下川崎
佐倉村	佐倉下、上名倉、佐原、さくら	飯野町	飯野町
飯坂町	飯坂町	大久保村	飯野町大久保
平野村	飯坂町平野	青木村	飯野町青木
中野村	飯坂町中野	明治村	飯野町明治
湯野町	飯坂町湯野		
東湯野村	飯坂町東湯野		

旧市町村：昭和25年2月1日現在

モニタリング(抽出)検査の概要

県による旧市町村ごとの3点のモニタリング検査実施。検査の結果、玄米から基準値を超える放射性物質が検出されなかった場合、旧市町村ごとに出荷・販売・譲渡の自粛を解除。

※野菜や果物等の自主検査については変更ありません。

<問合せ先> 農業振興課生産振興係 電話(525)7720

出荷制限・加工自粛の品目にご注意ください

放射性物質の影響により、下記のとおり出荷制限・加工自粛となっている品目があります。支所等のモニタリングセンターで検査した結果が基準値以下であっても、出荷・直売所等での販売及び譲渡はできませんのでご注意ください。また、ネット販売等の個人での売買もできませんのでご注意ください。

品目	内容	備考
生柿の乾燥加工…あんぼ柿・干し柿等 ※乾燥加工以外の加工については、加工自粛は要請されていません。(例) 渋抜き等	加工自粛	あんぼ柿・干し柿等→出荷・販売・譲渡(無償を含む)は原則できません。 ※ただし、あんぼ柿については協会が実施する検査を受けて安全性が確認されたものに限り、出荷・販売・譲渡(無償を含む)ができます。詳細は右記をご覧ください。
果実 ヌズ	出荷制限	出荷・販売・譲渡(無償を含む)は一切できません。 ※モニタリング検査を受けても、出荷・販売・譲渡(無償を含む)はできません。
山菜		
きのこ		

あんぼ柿の加工に関する注意点

- ・あんぼ柿用の原料柿→協会が安全性を確認したほ場の原料柿のみ加工が可能です。ただし、福島市・伊達市・桑折町・国見町以外の地域に原料柿を売買(移動)することはできません。
- ・あんぼ柿→協会の実施する製品検査にて安全性が確認され、検査済みシールの貼付されたトレーパックと個包装されたもののみ出荷・販売が可能です。

※協会…県あんぼ柿産地振興協会



<問合せ先> 農業振興課生産振興係 電話(525)7720
あんぼ柿・ヌズ……県北農林事務所農業振興普及部経営支援課 電話(521)2609
山菜・きのこ……県北農林事務所森林林業部 林業課 電話(521)2632

収入保険は、コロナの影響などほとんどの収入減少を補償します!

収入保険への加入をご検討ください。

収入保険は、すべての農産物を対象に自然災害による収入減少や価格低下をはじめ、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少を補償します。青色申告を行っている農業者の方が加入できます。

◆加入者には無利子のつなぎ融資があります。

収入減少が見込まれる場合、保険期間内でも無利子の「つなぎ融資」を受けることで、当面の資金繰りのサポートを受けることができます。

<問合せ先> 福島県農業共済組合 県北支所 収入保険課 電話(544)2711

あなたの農作物が子ども達の給食に！

～福島市産農畜産物等契約希望者登録制度がはじまります～

子どもたちの笑顔のために、新鮮な野菜やくだものを販売していただける生産者を募集しています！
少量でも、規格外でも安全でおいしい農畜産物があれば、OKです！
少しでもご興味のある方は、下記お問合せ先までご連絡ください！

<対象者>

- 野菜・くだもの：市内に住所を有し、耕作権をもつ生産者
- 畜産物：市内に住所を有し、家畜の飼養に係る衛生状況の定期報告を行っている生産者

<登録方法>

下記URLまたは右上QRコードより様式をダウンロードし、必要書類を準備のうえ、農業振興課へ提出。

<http://www.city.fukushima.fukushima.jp/nougyou-hanbai/keiyaku.html>

併せて、「ふくっ子ランチ応援クルー」も募集中！

市内の私立保育所、幼稚園へ直接野菜や果物を販売してくださる方（ふくっ子ランチ応援クルー）も募集しています！



〈問合せ先〉 農業振興課販売促進係 電話 (529)7663

台風や豪雨の対応は雨が降る前に

台風や大雨の状況下で、堰・水門の操作や畦畔等の点検を行うことはとても危険です。多くの場合、大雨が降る前にはテレビやラジオ等で予報が出されますので、安全第一を念頭において、雨が降る前に早めの対応を心掛けてください。

やむを得ず雨のなかで作業を要する場合は無理をせず、不測の事態を考えて複数人で対応するようお願いいたします。

- ・河川からの取水を絞ってください。
- ・下流域で浸水が常に発生する地区の上流では、水路の水門を全閉してください。
- ・ため池の漏水や堤体の破堤が起こらないよう、水位を下げてください。
- ・水田の畦畔が大きいところは、破堤しないよう水位を下げてください。

〈問合せ先〉 農林整備課管理係 電話 (525)3728

～有害鳥獣被害対策に関するお知らせ～

○鳥獣の追い払い花火の使用等について

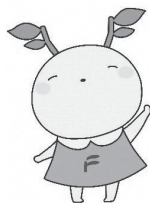
- ・火災に注意して強風時・乾燥しているときには使用を中止してください。
- ・使用後は周囲に火がついていないか必ず確認してください。
- ・周辺状況に注意して使用し、早朝・夜間・住宅地での使用を控えてください。
- ・ニホンザルの追い払いをする場合、発射後に距離を詰めて、集団で追い上げをすると効果的です。

○実施隊の活動について

「福島市鳥獣被害対策実施隊」は、市長から任命された猟友会員で組織され、営農や地域生活を守るために、イノシシ・ニホンザル・鳥類の捕獲活動、ツキノワグマ出没に備えてのパトロールなどを日々行っています。市では隊員を募集しておりますので下記〈問合せ先〉までお問い合わせください。

- ・イノシシ対策…令和元年度は県と市の事業であわせて約1,790頭捕獲しました。
- ・ニホンザル・ツキノワグマ対策…パトロール活動等を随時実施します。ツキノワグマへの警戒活動も強化実施しています。
- ・助言指導や啓発活動…野生鳥獣への知識や専門的な技能資格をもった隊員が、捕獲活動のほか現地指導などのアドバイスを行っています。

〈問合せ先〉 農業企画課農業対策係 電話 (525)3727



福島大学公式マスコット
キャラクター めばえちゃん

こんにちは、福島大学食農学類です

第4回『研究紹介と今後の抱負 ～人間と野生動物の共存を目指して～』

皆さん、こんにちは。福島大学食農学類の望月です。近年問題になっている野生動物による農林業被害や人身被害について、どのように対処したら被害を低減できるかについて研究しています。福島市でも、ニホンザルやイノシシによる被害に悩まれている集落が多いと思います。被害対策は役割分担が大事です。一人できる事、もしくはみんなできる事、それぞれの役割を整理しましょう。鳥獣害は集落全員が関わる問題です。最近では通学路にクマが出たり、住宅近くにイノシシが出たりと、生産者だけの問題ではありません。集落ぐるみの被害対策について、それぞれの集落で何をしていくべきか、一緒に考えていきましょう。皆様のご指導・ご支援をよろしくお願いいたします。



食農学類 望月翔太教授

農福連携、広がっています!

【斎藤果樹園での作業風景】



写真提供：斎藤果樹園

【穴戸果樹園での作業風景】




写真提供：福島地域福祉ネットワーク会議

本市では障がいのある人が農作業をお手伝いする農福連携の取り組みが広がっています。剪定した枝集め、摘果作業など市内各地で取り組む農家さんが増えています。作業日程や賃金等の各種調整は専門のコーディネーターが無料で行います。作業の依頼など詳しくは下記問い合わせ先までお気軽にお問い合わせください。

主な作業 依頼の例 野菜・果物の収穫、パック詰め作業、剪定木集積処理作業 など

【問合せ先】 農業企画課農政企画係 電話 (525)3726
福島県授産事業振興会 電話 (563)1228

注目! 農家のみなさんを応援♪ **福島エールひろば**



福島市ホームページ内で新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている農家さんを消費者の皆様へ紹介するページ「福島エールひろば」を設けております。掲載をご希望の方は右上のQRコードで読み取っていただくか、または下記【問合せ先】までご連絡ください。

【問合せ先】 農業振興課販売促進係 電話 (529)7663

「福島エールひろば」登録生産者募集中!

ふくしまの花を応援しよう!! おうちに花を飾って

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて、イベントや結婚式などの中止や規模縮小により、お花が使われなくなっています。今、全国で花のある新しい生活様式が始まっています。皆さまのおうちでも是非、お花を飾ってみませんか?

日本花き振興協議会

～公設地方卸売市場からのお知らせ～

福島市公設地方卸売市場の9月から12月までの臨時休市日、臨時開市日は次のとおりです。出荷される際には、ご注意ください。



部類	臨時 休市日	臨時 開市日
青果部	12月27日(日)及び毎週水曜日 ※ただし11月4日(水)、11月25日(水)、12月30日(水)は開市日	9月21日(月)
水産物部	毎週水曜日 ※ただし9月23日(水)、11月4日(水)、11月25日(水)、12月9日(水)、12月30日(水)は開市日	9月22日(火)
花き部	9月19日(土)、12月27日(日)、12月29日(火)、12月30日(水)及び毎週木曜日	9月21日(月)、9月22日(火)、11月3日(火)、11月23日(月)

例年10月に開催しておりました「市場まつり」は中止となりました。

【問合せ先】 市場管理課 電話 (553)1213

～農業委員会からのお知らせ～

農地利用意向調査にご協力をお願いします

農業委員会では、農地利用の最適化を推進するため、「農地利用状況調査」と「農地利用意向調査」を実施しています。

- 「農地利用状況調査」について
農地法第30条に基づき、農地利用最適化推進委員等が毎年農地の利用状況を現地調査するもので、これにより違反転用の早期発見や遊休農地の実態や、農地が適正に利用されているかなどを確認しています。
- 「農地利用意向調査」について
「農地利用状況調査」においてしばらく草刈りなどの管理がされていないため「遊休農地」と判断した場合、農地法第32条に基づき、その農地の所有者や借受人を対象に、今後の農地の利用意向を確認しています。該当する農地について、農地中間管理事業(福島県農地中間管理機構)などを活用した農地の貸付を行う意向があるか、あるいはご自身で耕作する意向があるかなどを調査し、今後の農地の利用について検討していただくためのものです。調査票がお手元に届いた際には、調査への協力をお願いいたします。

農業者年金に加入しましょう!

60歳未満(国民年金第1号被保険者)で年間60日以上農業に従事されている方は誰でも加入できます。詳細は、農業委員会事務局またはお近くのJAへお問い合わせください。

【問合せ先】 農業委員会事務局 電話 (525)3779